

答申第246号

情 公 第 1672 号

令和7年9月17日

神 奈 川 県 公 安 委 員 会

委員長 笹野 章央 様

神奈川県個人情報保護審査会

会 長 高 橋 良

保有個人情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和6年7月25日付けで諮問された特定拾得物に係る文書一部不開示の件（諮問第262号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、審査請求人からの令和5年12月21日付け保有個人情報開示請求に対して、保有個人情報一部開示決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定に基づき、令和5年12月21日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「令和4年8月23日、審査請求人が拾得者として特定警察署に届け出た際に特定警察署が作成した拾得物件控書（拾得番号令和4年第1457号）」について、保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は、令和5年12月27日付けで、令和4年8月23日付け拾得物件控書（以下「本件行政文書」という。）を特定した上、別表のとおり、その一部を不開示とする保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和6年3月27日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、神奈川県公安委員会に対し、本件処分のうち「遺失者の住所、氏名及び電話番号」（以下「本件不開示情報」という。）を不開示とした処分について、その取消しを求める審査請求を行った。

3 実施機関（担当：神奈川県警察本部総務部会計課）の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求に係る保有個人情報

実施機関は、令和4年8月23日、審査請求人が拾得した物件を特定警察署に提出した際、提出を受けた特定警察署が作成及び保管している本件行政文書を特定した。審査請求人が開示を求めている本件不開示情報は、本件行政文書の受領者欄に記載された遺失者の住所、氏名及び電話番号である。

(2) 拾得物件控書

拾得物件控書は、遺失物法施行規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 6 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の規定により、拾得者から拾得した物件の提出を受けた警察署長が作成しなければならないとされ、実施機関においては、神奈川県警察遺失物取扱規程（平成 19 年神奈川県警察本部訓令第 23 号）第 6 条に基づき、職員が拾得者より聴取した拾得日時・場所、拾得者住所・氏名及び拾得物件の内容等を記載し作成している。

その際、職員は、拾得者に対し、施行規則第 3 条の規定により、提出を受けた拾得物件（以下「物件」という。）について、提出等に要した費用若しくは報労金を請求する権利又は所有権を取得する権利の意思及び遺失者への氏名等告知の同意の有無を確認し、拾得者に拾得物件控書の権利放棄の意思及び氏名等告知の同意の有無欄に記載及び署名を求めている。

また、物件の遺失者が判明した際には、遺失者に住所、氏名及び電話番号の記載を求め物件の返還を行うとともに、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定により、拾得者が遺失者への自己の氏名等の告知について同意した場合に限り、遺失者に対しその求めに応じ拾得者の氏名等を告知し、拾得者が遺失者氏名等の告知を希望した場合に限り、拾得者に対してもその求めに応じ遺失者の氏名等の告知を行っている。

(3) 処分の理由

実施機関は次のとおり、本件不開示情報が特定の個人を識別することができる情報であることから、法第 78 条第 1 項第 2 号（開示請求者以外の個人に関する情報）に該当し、同号ただし書きからハまでに規定する情報には該当しないと判断したものである。

ア 法第 78 条第 1 項第 2 号本文該当性について

法第 78 条第 1 項第 2 号本文は「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（略）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示とする旨規定している。

本件不開示情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができ

る情報であることから、法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当する。

イ 法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書該当性について

法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書イからハまでに規定する情報は開示すべき旨定めているが、本件不開示情報は、以下のとおり、同号ただし書イからハまでに規定する情報いずれの情報にも該当しない。

(ア) 法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書イ該当性について

遺失物法第 11 条第 3 項は、拾得者が遺失者に対し自らの氏名等を告知することに同意した場合は、その求めに応じ、警察署長が遺失者の氏名等を拾得者に告知することができる旨規定している。

本件行政文書を確認すると、拾得者である審査請求人は自らの氏名等を遺失者に告知することに対しては同意し遺失者氏名等の告知希望については「無」として署名をしていることから、審査請求人は、遺失者の氏名等の告知を希望しないと推認できる。

よって、本件不開示情報は「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（同号ただし書イ）には該当しない。

(イ) 法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書ロ及びハ該当性について

本件不開示情報は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（同号ただし書ロ）又は「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（同号ただし書ハ）とは認められないため、ただし書ロ及びハにも該当しない。

(4) 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、本件不開示情報について「法第 78 条第 1 項第 2 号に該当する生命、健康、生活及び財産等、個人の権利及び利益を害するものではない」旨主張している。

同主張は、本件不開示情報が同号本文後段の「開示請求者以外特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外

の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には該当しない旨の主張であると解されるところ、実施機関は、本件不開示情報が同号本文前段の「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」に該当する情報であるから不開示としたものであり、同号本文後段に該当する情報であるとして不開示としたものではない。

4 審査請求人の主張要旨

(省略)

5 審査会の判断理由

実施機関は、本件不開示情報が法第 78 条第 1 項第 2 号に該当することを理由に本件処分を行っていることから、以下その妥当性について検討する。

(1) 法第 78 条第 1 項第 2 号本文該当性について

当審査会が確認したところ、本件行政文書は、審査請求人が拾得した物件を特定警察署に提出した際に作成された令和 4 年 8 月 23 日付けの拾得物件控書であることが認められる。実施機関は、本件行政文書のうち本件不開示情報について、審査請求人以外の特定の個人が識別される情報として不開示としている。

そこで検討すると、法第 78 条第 1 項第 2 号本文は「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(略)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示とする旨規定している。

本件不開示情報は、遺失者の住所、氏名及び電話番号が記載されていることが認められる。

よって、本件不開示情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人が識別される情報に該当するため法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当する。

(2) 法第 78 条第 1 項第 2 号ただし書該当性について

遺失物法第 11 条第 3 項は、拾得者が遺失者に対し自らの氏名等を告知することに同意した場合は、その求めに応じ、警察署長が遺失者の氏名等を拾得者に告知することができる旨規定している。当審査会において本件行政文書を確認したところ、拾得者である審査請求人は、遺失者氏名等の告知希望を「無」とし署名をしていることが認められた。

したがって、本件不開示情報は「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」ではないことから同号ただし書イに該当せず、本件不開示情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことは明らかである。

よって、本件不開示情報は、同号ただし書イからハまでに規定するいずれの情報にも該当しない。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件不開示情報は、法第 78 条第 1 項第 2 号に該当するような生命、健康、生活、財産権、その他の個人の権利及び利益を害するものではないと主張しているが、実施機関は、本件不開示情報が同号本文前段に該当する情報であるから不開示としたものであり、同号本文後段に該当する情報として不開示としたものではない旨説明していることから審査請求人の主張は認められない。

よって、実施機関が行った本件処分は妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

開示請求に対して特定した保有個人情報の概要	開示しない部分	開示しない理由	理由
<p>拾得物件控書 (令和4年8月23日受理、受理番号第1457号)</p>	<p>指導責任者欄、登録(照合)欄、取扱者欄の警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影</p>	<p>法第78条第1項第2号該当</p>	<p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。</p>
	<p>備考欄及び欄外下部分に記載された内容</p>	<p>法第78条第1項第2号及び第7号柱書該当</p>	<p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、かつ、同項第2号ただし書のいずれにも該当せず、また、拾得物取扱事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。</p>
	<p>右下の物件受領時に記載された遺失者の住所、氏名及び電話番号</p>	<p>法第78条第1項第2号該当</p>	<p>開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため。</p>

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年7月25日 (收受)	○ 諮問
令和7年6月30日 (第356回審査会)	○ 審議
令和7年7月29日 (第357回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	現職	備考
飯島奈津子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
嘉藤亮	神奈川県大学教授	会長職務代理者
金井恵里可	文教大学教授	
高橋良	弁護士（神奈川県弁護士会）	会長
中畷慶子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和7年9月17日現在）（五十音順）